

## 2018年2月定例議会 討論

2018年3月20日

氏平 三穂子

日本共産党の氏平みほ子です。

私は、日本共産党県議団を代表し、議案 9 件についてさらに発議3件、陳情、請願 9件につきまして、委員長報告の通りに決することに反対する立場でその主なものについて理由を述べます。

まず議第1号の平成30年度岡山県一般会計予算についてです。

今、日本は安倍政権の経済政策のもとで、格差と貧困が一層広がっています。大企業や富裕層には益々富が集中し、その一方で厚生労働省の国民生活基礎調査では「貯蓄がない」世帯が15%前後を占めています。にもかかわらず国においては社会保障費の自然増削減が毎年続けられています。県民の暮らしも悪化しています。最近の私の生活相談では生活苦の相談が毎週のように寄せられています。だからこそ県民の暮らしを直接応援する予算が必要ではないでしょうか。

県の30年度予算では、待機児童解消のための施策、倉敷市への小児医療費公費負担制度補助率の引き上げ、若者還流支援、特定地域看護職員確保支援事業など評価できる事業もありますが、一方で、重度心身障害者の医療費公費負担制度は補助率は下げたまま、県独自の学力テスト、学習塾を活用した授業改革支援、県立図書館の図

書購入費の削減など問題の予算の多くあり反対します。次に議第57号旅館業法施行条例及び岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例についてです。

旅館業改正に伴う条例ですが、そもそもこの旅館業改正は、違法民泊を規制するためと言いながら、たったの一室でも旅館業が認められたり、客室の設備も暖房の設置基準廃止、トイレの設備基準の緩和など、まさに「民泊新法」に大きく門戸を開くためのものです。今度の民泊新法は、届け出さえすれば営業を認めるもので、違法民泊を事実上合法化し、野放しにするものになっています。従って民泊新法に反対する立場から、この条例に反対します。

次に議44号 主要農作物種子法施行条例を廃止する条例についてです。

私は昨年6月議会でこの問題を取り上げました。

種子法の廃止は、国民の基礎的食料である米、麦、大豆の種子を国が守るという政策を放棄するものであり、種子の供給不安、外資系企業の参入による種子の支配など、国民の中でも不安が広がっています。長年県の農業研究所が蓄積してきた種子の財産を農業競争力強化の名のもとで、民間に際限なく提供していくこととなります。種子法廃止には反対の立場からこの条例に反対します。

次に

陳情第87号「生活保護基準引き下げ中止について国に意見書の提出をもとめる陳情は採択すべきです。

今回の見直し案では、全体で160億円の生活扶助費を削減する案で、約7割の世帯が減額になります。政府は削減理由を「一般低所得世帯の消費実態との均衡を図る」ためといいます。たしかに、日本の貧困ラインは下がり続けていて、低所得者層の消費水準は生活保護基準より、低くなっています。そのこと自体、生活保護基準以下で暮らしている人が多いことであり、本来制度を利用すべき人が利用できないまま、厳しい生活をされているのです。だから生活保護世帯の日本の捕捉率は2割程度とされています。

低所得者が益々低所得者になり、そこに生活保護基準を合わせていけば、際限なく下がることになります。また、生活保護基準の引き下げは、保護を受けている人だけの問題ではなく、住民税、保育料、介護保険料、就学援助、最低賃金などに連動し、広範な国民の生活に重大な影響を与えます。日本共産党は、憲法25条に明記された国民の生存権を保障する最後のセーフティーネットである生活保護を使いやすくする緊急提案を行い法律の名称を「生活保障法」に変えるべきと主張しています。生活保護基準の引き下げを中止するよう、国に意見を言うべきであり、採択を求めます。

次に発議14、「2025年国際博覧会の誘致に関する決議案」についてです。

私たちは「万国博覧会」が持つ、「産業や技術の進歩・展望」を示し、広く教育的に広げようという理念そのものには反対しません。しかし、大阪府、大阪市がすすめる「夢洲万博」には3つの大問題があります。①は万博をIR＝カジノとセットで、夢洲に誘致しようとしていること。万博とカジノは相いれません。②大阪湾の埋め立て途中の人工島「夢洲」で開催することによって、この地で破たんし

た巨大開発を再開しようとしていること。③はこの埋め立て予定地の夢洲は、近い将来「南海トラフ地震」の可能性が指摘されているながら、大地震、大津波により甚大な被害を受ける恐れのある人工島です。この島に半年にわたって大勢の人を集中させようとする計画は防災上でもあまりに無謀です。反対します。

次に、発議16、および17は、選挙区および定数の変更についての条例改正です。

日本共産党県議団は、住民の声を議会に反映するために、「定数削減ありき」という立場をとらず、いわゆる「1票の格差」はできるだけ縮小するという観点で、直近の国勢調査人口をもとに選挙区および定数の検討をおこないました。前回選挙時に比べて若干増える「1票の格差」を少なくするには、一定程度の定数を増やすか、久米郡選挙区を任意合区するかということになり、どちらも好ましくないだろうと判断しました。したがって、いずれの選挙区および定数の変更についての発議案に反対したいと思います。

最後に、継続審査となっている政務活動費の領収書のホームページでの公表および領収書に関する証拠書類の公表を求める陳情の採択を求め、討論を終わります。